

市民協働のまちづくり指針素案に対する パブリックコメント募集の結果

1 募集期間

平成 19 年 9 月 10 日（月）～10 月 9 日（火）

2 提出状況

（1）提出者数 1 名

（2）意見数 1 件

3 市民協働のまちづくり指針素案に寄せられたご意見と市の考え方

ご意見	市の考え方
協働の相手方の中で、「市民及び市民活動団体を協働の対象とし、行政との協働のパートナーとします。」としているが、11ページの市民協働の手順に掲げられているように企業との協働もある。市民活動団体を広く捉え、協働の相手方に企業を入れられないか。	ご指摘のとおり、本指針では企業も協働の相手方として捉えており、また協働の相手方として企業の存在は欠かすことができないものであります。市民活動団体の考え方については、4ページの「市民活動団体とは何か」の中で具体的な条件や対象団体などを定義付けていますが、その中で「社会貢献のために継続的活動を行う企業」と追加します。